

平成 27 年 (2015 年) 1 月 20 日

特別支援学校長 様

特別支援教育課長

「児童 (生徒) 指導要録」の記入について (通知)

長野県教育委員会では、各学校において、公正かつ客観的で適切な評価ができるようにするとともに、日常の学習指導で、評価を生かした授業改善を進め、教師の指導の質を高めていくために、平成 23 年 3 月に「児童 (生徒) 指導要録記入の手引き」を作成し、各学校で活用していただいているところです。

また、昨年度には、「教職員の業務を改善し、子どもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策」を出し、時間外勤務時間の縮減に向けた取組として成績処理の効率化・簡略化について各学校をお願いしているところであります。

つきましては、指導要録を記入するにあたり、「児童 (生徒) 指導要録記入の手引き」と併せて、別紙『指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などの記入について』も参考としていただき、効率的かつ適切な指導要録の記入ができますよう、職員へ周知願います。

特別支援教育課

(課長) 中坪成海 (担当) 勝山幸則

電話 : 026-235-7456 (直通)

FAX : 026-235-7459

電子メール: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

◆指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などの記入について

特別支援教育課

指導要録の記載にあたっては、「特別支援学校 指導要録記入の手引き」(平成23年3月)を参考に、効率的かつ適切な記入ができるように以下の点について工夫願います。

- 各教科における観点別学習状況に「C」や評定に「1」と評価した児童(生徒)については、指導の経過、今後の指導の具体的な手立てを、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記述し、指導に生かせるようにする。

(「指導要録記入の手引き」P30～(小)、P73～(中)より抜粋)



- ◆複数の教科で評定を「1」と評価した児童生徒、複数の教科で観点別学習状況を「C」と評価した児童生徒、同一教科で複数の観点別学習状況を「C」と評価した児童生徒の場合について、必ずしも一つ一つについて指導の経過及び今後の指導の具体的な手立てを記述する必要はない。このような場合には、例えば、指導の経過及び今後の指導の具体的な手立てについては、共通する事柄や主たる指導を記すなど端的な表記となるように工夫する。

- 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」について、児童(生徒)の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で簡潔に記述する。

- ①各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ②特別活動に関する事実及び所見
- ③行動に関する所見 (※生徒指導要録では、④進路指導に関する事項が追加)
- ④児童(生徒)の特徴・特技、(部活動)、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑤児童(生徒)の成長の状況にかかわる総合的な所見

(「指導要録記入の手引き」P54～(小)、P95～(中)より抜粋)

- 自立活動の記録 (「指導要録記入の手引き」P46～(小)、P87～(中))

- 「知的障がいである児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校」各教科・特別活動・自立活動の記録 (「指導要録記入の手引き」P60～(小)、P102～(中))



- ◆「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、「外国語活動の記録」、「総合的な学習の時間の記録」、「自立活動の記録」、「知的障がいである児童(生徒)用(様式Ⅱ)」などの記述について

- ・「指導要録記入の手引き」では、例文として2、3文が示されていたり、1文が長文で示されていたりしているが、これらは記述内容を丁寧に例示したものであり、分量を例示したのではない。児童生徒の優れている点や長所、進歩の状況などについて端的な表記となるように工夫する。

- ◆高等部指導要録記入にあっても、上記と同様に工夫する。